



発行
東京都

目次

訓令

○東京都工事施行規程の一部改正……………

……………（財務局建築保全部技術管理課）…

告示

○市街地再開発組合の解散認可……………

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○都営住宅の廃止……………

……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…

○都営住宅の使用料の変更……………

……………（同）…二

○都営改良住宅の廃止……………

……………（同）…四

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………

……………（同）…四

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………

……………（同）…五

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………

……………（同）…五

名称

東砂七丁目アパート
（36号棟）

塩浜二丁目アパート
（5、6号棟）

位置

江東区東砂七丁目十七番

江東区塩浜二丁目十番

構造及び規模

中層耐火 五一・〇平方メートル

同右 五七・六平方メートル

戸数

二二戸

一一〇戸

訓令

●東京都訓令第第三十八号

庁 中 一 般
支 業 所 庁

東京都工事施行規程（昭和四十六年東京都訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第十一条第一項中「送付」の下に「又は送信」を加える。

第十四条の見出し中「送付」を「送付等」に改め、同条

中「送付」の下に「又は送信」を加える。

第二十二条第一項中「送付」の下に「又は送信」を加え、

「すみやかに」を「速やかに」に、「とらなければ」を

「執らなければ」に改め、同条第二項中「とる」を「執

る」に改め、同条第三項中「及び」を「又は」に改める。

第二十八条第一号を次のように改める。

一 変更又は清算工種別内訳書

第三十七条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第三十七条の二 この規程において書面等（書面その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報

が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

附則

この訓令は、令和八年九月十五日から施行する。

告示

●東京都告示第九百二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百三十号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百三十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和八年九月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名	位 置	規 模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18	34.3	3	33,000	90,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（9号棟）	新宿区戸山2-9	38.3	1	31,700	81,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,000	56,600
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（15号棟）	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	75,000
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）	台東区清川2-22	34.3	1	25,300	40,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（4号棟）	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	83,300
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート（3号棟）	江東区東砂1-5	39	1	31,400	53,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（8号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	46,700
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート（2号棟）	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	94,600
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	98,400
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（1号棟）	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	91,400
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	88,500
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート（1号棟）	品川区大崎5-2	61.5	1	59,100	139,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	41,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	44,200
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（3号棟）	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	34,900	85,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（13号棟）	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）	渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,400	107,900
一般都営	中層耐火	渋谷本町一丁目アパート（5号棟）	渋谷区本町1-61	38.8	1	33,800	88,800
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート（1号棟）	中野区丸山2-24	40.2	1	28,800	63,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	68,900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（2号棟）	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	64,300
一般都営	高層耐火	王子本町アパート（16号棟）	北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	65,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（13号棟）	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	76,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート（16号棟）	北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	54,900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（13号棟）	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	52,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（1号棟）	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	36,200
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート（1号棟）	板橋区前野町5-25	42.3	1	31,500	57,400
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート（2号棟）	板橋区前野町5-25	39	1	29,000	52,900
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	74,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,600	76,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（2号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,600	76,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）	
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート（1号棟）	練馬区春日町3-27	55.9	1	43,700	101,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（7号棟）	練馬区北町6-7	55.9	1	43,500	99,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（2号棟）	練馬区北町6-2	55.9	1	44,200	102,600
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート（3号棟）	練馬区関町南2-12	55.9	1	43,600	97,600
一般都営	中層耐火	上石神井アパート（11号棟）	練馬区石神井台4-5	55.9	1	43,900	101,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（4号棟）	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	54,900
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート（6号棟）	足立区中央本町5-20	55.9	2	40,400	85,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（16号棟）	足立区西保木間3-14	51.2	1	35,800	70,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（2号棟）	足立区西保木間1-2	55.9	1	40,600	83,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（3号棟）	足立区弘道2-16	55.9	1	40,600	83,200
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート（4号棟）	足立区保木間1-24	33.4	1	22,400	41,000
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート（5号棟）	足立区六木3-39	55.9	1	39,300	77,900
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート（1号棟）	足立区青井3-29	51.2	1	37,900	83,800
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート（4号棟）	葛飾区青戸3-3	51	1	37,300	77,300
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート（1号棟）	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,400	76,800
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート（1号棟）	葛飾区柴又1-38	51	1	37,300	74,800
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（4号棟）	葛飾区西水元5-4	59.6	1	42,700	80,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（1号棟）	葛飾区西水元5-3	59.6	1	43,100	82,900
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート（12号棟）	江戸川区平井4-27	39	1	29,300	61,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（4号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,500	100,400
一般都営	中層耐火	立川柴崎町四丁目アパート（1号棟）	立川市柴崎4-13	59.6	1	36,800	92,100
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート（3号棟）	立川市柴崎町6-3	60.9	1	34,700	79,500
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート（6号棟）	三鷹市上連雀6-15	62.1	1	46,400	113,000
一般都営	中層耐火	調布柴崎二丁目アパート（1号棟）	調布市柴崎2-7	55.9	1	32,300	85,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート（7号棟）	町田市中町4-7	48.1	1	28,800	74,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（13号棟）	町田市成瀬7-10	51	2	27,300	58,000
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（6号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	2	29,900	70,800
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート（46号棟）	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	86,400
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート（1号棟）	町田市忠生4-9	55.9	1	29,900	62,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（6号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,300	65,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（7号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,300	65,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（8号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	66,700
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（10号棟）	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	66,700

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）	
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート（1号棟）	西東京市田無町4-10	51	1	30,200	78,800
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート（3号棟）	西東京市緑町3-8	55.9	2	34,900	85,900
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート（5号棟）	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	34,800	84,900
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（21号棟）	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	78,900
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート（30号棟）	西東京市向台町3-1	55.9	1	33,100	80,100
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート（5号棟）	西東京市柳沢2-13	63.2	1	41,000	99,900
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート（10号棟）	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	72,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート（4号棟）	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	69,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-2-4号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,500	64,800

●東京都告示第九百三十三号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三條第二項及び第七十一條において準用する第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和八年九月一日から実施するので、第三條第三項の規定により告示する。 令和八年八月三十一日 東京都知事 小 池 百合子		●東京都告示第九百三十二号 次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例	
（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第三項の規定により告示する。 令和八年八月三十一日		東京都市知事 小 池 百合子	
		名 称	位 置
		東砂七丁目アパート（7、8号棟）	江東区東砂七丁目十三番
		構造及び規模	戸 数
		中層耐火 三三・六平方メートル	一〇〇戸

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	29,900
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	中層耐火	東和アパート(1号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	21,900
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,300

●東京都告示第九百三十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

坂下一丁目アパート駐 板橋区坂下一丁目十 三六区画
車場 番

●東京都告示第九百三十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

梅里一丁目アパート駐 杉並区梅里一丁目一 一三区画
車場 番

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

